

## 2月の税務カレンダー

☆2/16～3/15 平成29年分確定申告

☆2/1～3/15 贈与税の申告

☆固定資産税第4期分納税

☆1月分源泉所得税住民税の納税・・・2/13

☆平成29年12月決算法人の確定申告

☆6月決算法人の中間申告(法人・消費)

☆税理士記念日・・・2/23



### 【税務耳より情報】

今年の1月は、寒かったですね～。雪が積もって4年前の大雪を思い出します。2月4日は、立春です。暦の上では、春到来！新しい年がスタートしたばかりですが、いよいよ今年も2月16日より確定申告業務がスタートします。こんな方は所得税が戻ってきます。

☆勤務先で年末調整されていない方(途中退職や2ヶ所以上で勤務されていた方) ☆医療費(足り額は、10万もしくは合計所得の5%)ある方・・・医療費は、同一生計の方の医療費もOK。また病院に行くための交通費も含まれます ☆平成29年中に災害・盗難・横領により、資産に損害を受けた方

### 【セルフメディケーション税制が昨年1月からスタート】

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHO)。そして、その推進を目的として創設された新しい所得控除制度が昨年1月1日からスタートしました。対象となるスイッチOTC医薬品を年間1万2千円以上購入すると、その購入費用について所得控除を受けることができます。対象となる医薬品の領収書には、その旨が明記されています。従来の医療費控除とは、どちらかの選択になります。詳細は、担当者にお尋ねください。



### 《社労士法人よりお知らせ》

#### 「医療費のお知らせ」について

協会けんぽでは、加入者自身と扶養家族の治療等にかかった医療費について確認してもらうよう、毎年2月中旬ごろに、事業所に「医療費のお知らせ」を送付しています。今回のお知らせは、主に平成28年10月から平成29年10月の間に医療機関等で受診した分となります。

今回より確定申告の際に、「医療費のお知らせ」を添付することで、領収証の提出、明細の記入を省略できます。

「医療費のお知らせ」は個別に封入されていますので、開封せずに加入者(被保険者)に渡して下さい。

退職者の方の通知書が含まれている場合は、同封されている返信用封筒にて返送して下さい。

### 《ちょっとランチタイム》

今回は、加須インターチェンジ近くの「森乃珈琲」さんです。住所 埼玉県加須北小浜274-8 電話番号0480-77-4681です。モーニング、ランチ、スイーツタイムがあります。写真は、モーニングのフレンチトースト。ミニサラダとコーヒー付です。天井の高い空間は、おしゃれで、雑貨もセンスがとってもよく、居心地の良いカフェです。スイーツタイムは、ケーキ3種とゼリー1種を選んで、飲み物付で1080円です。甘党の方、美味しいケーキとお茶は、いかがでしょうか？



### 〈事務所トピックス〉

新しい事務所に移転して早半年！

籠原駅北口駅前ロータリーの整地も進みました。

駅から歩いて3分！この立地条件を生かして事務所の1階玄関前にのぼり旗を立てました！「春一番！確定申告受付中！」2階の窓には「確定申告無料相談開催中！！」

さあ～事務所は、繁忙期に入り、活気がいっぱいです！これから3月15日まで頑張ります！

